



# 熊本県公報

第 1 2 1 0 7 号

平成 24 年 4 月 27 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>		
○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	（人事課）	1
<b>告 示</b>		
○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく協会の指定	（畜産課）	1
○漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧（芦北加入区）	（団体支援課）	2
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興業の指定	（くらしの安全推進課）	2
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	2
○道路の供用開始	（道路保全課）	3
○くまもと県税システム及び電子申告審査システム用サーバ及び関連機器等の借入れ業務に係る競争入札参加者の資格等	（税務課）	3
<b>公 告</b>		
○平成 2 4 年度熊本県庁舎等清掃業務委託の落札者決定	（管財課）	4
○土地改良区役員の退任及び就任	（農村計画課）	4
○土地改良区役員の退任及び就任	（ 〃 ）	4
○土地改良区役員の就任	（ 〃 ）	5
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	5
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	6
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（ 〃 ）	6
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	（商工振興金融課）	6
○土地改良区役員の退任及び就任	（農村計画課）	7
○土地改良区役員の退任及び就任	（ 〃 ）	7
○県営土地改良事業の工事完了	（ 〃 ）	8
○熊本都市計画道路等の変更（熊本市決定）	（都市計画課）	9
○菊池都市計画公園の変更（菊池市決定）	（ 〃 ）	9
○建設業者に対する営業停止処分	（監理課）	9
○土地改良区役員の退任	（農村計画課）	10
○くまもと県税システム及び電子申告審査システム用サーバ及び関連機器等の借入れ業務に係る競争入札の実施	（税務課）	10
<b>正 誤</b>		
○平成 2 4 年 3 月 9 日熊本県告示第 2 6 2 号（特定鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等を行うことができる休猟区の指定等）中	（自然保護課）	13
○平成 2 4 年 3 月 9 日熊本県告示第 2 6 4 号（特定鳥獣（イノシシ）の捕獲等を行うことができる休猟区の指定等）中	（ 〃 ）	13

## 規 則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 2 4 年 4 月 2 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 3 1 号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年熊本県条例第 4 9 号）附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行期日は、平成 2 4 年 5 月 1 日とする。

## 告 示

### 熊本県告示第 6 2 8 号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 6 3 年法律第 9 8 号）第 7 条第 1 項の規定により

次のとおり指定したので、同条第4項の規定により公示する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称及び代表者	所在地	指定の効力が生ずる日
公益社団法人熊本県畜産協会 会 長 穴 見 盛 雄	熊本市東区桜木六丁目 3-54	平成24年4月1日

熊本県告示第629号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 加入区の名 称  
芦北加入区
- 2 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名  
葦北郡芦北町計石467番地 八里 政夫  
葦北郡芦北町計石1591番地 豊田 勝八  
葦北郡芦北町計石495番地 田平 正彦
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合  
芦北漁業協同組合
- 4 縦覧期間  
平成24年4月27日から平成24年5月11日まで
- 5 縦覧場所  
芦北漁業協同組合

熊本県告示第630号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成24年4月19日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	淫虐令嬢 吸いつく舌（オーピー） 白昼の人妻 犯られる巨乳（オーピー） 極楽銭湯 巨乳湯もみ（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第631号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町河浦字長尾1218番、1220番  
1、1220番2、1221番、1222番2、1224番1、1225番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字長尾1221番、1218番・1220番1・1220番2・1224番1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**熊本県告示第632号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年4月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	清和高森線	上益城郡山都町菅尾字前 540番2地先から 同所 48番1地先まで	186.2	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成24年4月27日

**熊本県告示第633号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

くまもと県税システム及び電子申告審査システム用サーバ及び関連機器等の借入れ

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有する者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理審査班  
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
 電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

告示の日から平成24年5月17日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成26年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成26年1月4日から平成26年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

公 告

熊本県公告第243号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称  
委託番号 管委第1号
- 委託名 平成24年度熊本県庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県総務部総務税務局管財課総務・管理班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 電話番号 096-333-2090
- 3 落札者を決定した日  
平成24年3月19日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社総美  
熊本市中央区渡鹿二丁目11番17号
- 5 落札金額  
28,770,000円（うち消費税及び地方消費税の額1,370,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成24年1月24日

熊本県公告第244号

上益城郡甲佐町に事務所を置く船津土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	井元 益美	上益城郡甲佐町船津1900
理事	森田 浩一	上益城郡甲佐町船津773-1
理事	井元 久美子	上益城郡甲佐町船津1906
理事	野仲 和浩	上益城郡甲佐町船津925
理事	山下 タツエ	上益城郡甲佐町船津1857
理事	野仲 重敏	上益城郡甲佐町有安770-5
理事	松本 健次	上益城郡甲佐町船津2157
監事	日隈 誠司	上益城郡甲佐町船津2116-1
監事	幡野 文夫	上益城郡甲佐町船津940-5
就任		
理事	仲原 勝良	上益城郡甲佐町船津2500
理事	日隈 雄一	上益城郡甲佐町船津1909-1
理事	井芹 徹	上益城郡甲佐町船津524-3
理事	井上 保明	上益城郡甲佐町船津785-2
理事	仲原 征吾	上益城郡甲佐町船津2524
理事	本田 光秀	上益城郡甲佐町麻生原708
監事	松本 親男	上益城郡甲佐町船津2140
監事	井元 加代子	上益城郡甲佐町緑町33-13

熊本県公告第245号

天草市に事務所を置く楠甫土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公

告する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	堀 洋一	天草市有明町楠甫4938番地3
理事	葉山 正典	天草市有明町楠甫4751番地2
理事	松本 次雄	天草市有明町大浦4234番地1
理事	林田 富士雄	天草市有明町楠甫3633番地
理事	渡邊 吉雄	天草市有明町大浦49番地
理事	富崎 洋一	天草市有明町楠甫3494番地1
理事	元島 巖	天草市有明町楠甫2番地1
理事	浦田 宗親	天草市有明町楠甫3548番地1
理事	田中 哲廣	天草市有明町楠甫2351番地2
理事	釜崎 守	天草市有明町楠甫27番地2
理事	片平 豊	天草市有明町楠甫1000番地
理事	迫口 輝幸	天草市有明町楠甫3790番地2
監事	益田 秀喜	天草市有明町楠甫2150番地4
監事	富崎 信一	天草市有明町楠甫3499番地
監事	堀 輝明	天草市有明町大浦4246番地4
就任		
理事	堀 洋一	天草市有明町楠甫4938番地3
理事	葉山 正典	天草市有明町楠甫4751番地2
理事	吉口 務	天草市有明町楠甫3782番地1
理事	丸田 起雄	天草市有明町大浦4222番地
理事	高戸 郁雄	天草市有明町楠甫58番地
理事	富崎 洋一	天草市有明町楠甫3494番地1
理事	元島 巖	天草市有明町楠甫2番地1
理事	岳元 常廣	天草市有明町楠甫2471番地
理事	田中 哲廣	天草市有明町楠甫2351番地2
理事	荻原 隆則	天草市有明町楠甫1445番地
理事	林田 文雄	天草市有明町楠甫3701番地1
理事	渡邊 満徳	天草市有明町大浦49番地
監事	益田 秀喜	天草市有明町楠甫2150番地4
監事	富崎 信一	天草市有明町楠甫3499番地
監事	楠森 有雄	天草市有明町大浦54番地

熊本県公告第246号

天草市に事務所を置く本渡土地改良区の役員が次のとおり就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
就任		
理事	川峯 正美	天草市宮地岳町5182番地

熊本県公告第247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字南長嶺2000番2264及び同2000番2265  
286.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

菊池郡大津町大字杉水3418番地9  
小熊 直也

**熊本県公告第248号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字南長嶺2000番2267及び同2000番2269  
259.27平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市武蔵ヶ丘七丁目1番95号  
山下 秀二

**熊本県公告第249号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字小園126番1の一部  
497.81平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市豊岡144番地  
福嶋 龍一

**熊本県公告第250号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームプラザナフコ西原店  
阿蘇郡西原村大字布田乾原1035番4
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年11月1日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,976平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側 77台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側 10台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物西側 68.75平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物西側 19.04立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後9時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
2箇所 敷地東側及び西側
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前8時から午後3時まで
- 7 届出年月日

平成24年3月30日

8 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び阿蘇地域振興局総務部総務振興課

平成24年4月27日から平成24年8月27日まで

熊本県公告第251号

熊本市に事務所を置く天明土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	藤本 淳三	熊本市南区中無田町185番地
理事	北野 健	熊本市南区美登里町865番地
理事	村上 義博	熊本市南区銭塘町938番地
理事	青木 忠朝	熊本市南区内田町3588番地2
理事	米村 誠	熊本市南区内田町626番地
理事	米野 幸男	熊本市南区奥古閑町76番地
理事	小山 猛	熊本市南区奥古閑町2369番地
理事	甲斐 信孝	熊本市南区奥古閑町3656番地
理事	林田 啓助	熊本市南区海路口町2261番地
理事	榎 修一	熊本市南区海路口町24番地
理事	津田 正昭	熊本市南区海路口町3965番地
理事	田中 博行	熊本市南区川口町1164番地
理事	田中 武秋	熊本市南区川口町2796番地
理事	木村 文雄	熊本市南区川口町3291番地
監事	福田 洋一	熊本市南区銭塘町1401番地
監事	三隅 喜久雄	熊本市南区海路口町3611番地2
監事	白石 弘一	熊本市南区川口町274番地
就任		
理事	原田 正弘	熊本市南区中無田町835番地1
理事	北野 健	熊本市南区美登里町865番地
理事	東 修二	熊本市南区銭塘町376番地
理事	村上 義博	熊本市南区銭塘町938番地
理事	守田 博幸	熊本市南区内田町1727番地
理事	寺田 秋弘	熊本市南区奥古閑町82番地1
理事	荒木 秀昭	熊本市南区奥古閑町1934番地
理事	甲斐 信孝	熊本市南区奥古閑町3656番地
理事	林田 啓助	熊本市南区海路口町2261番地
理事	永井 智文	熊本市南区海路口町449番地1
理事	福本 令司	熊本市南区海路口町3503番地
理事	松田 克己	熊本市南区川口町2572番地
理事	白石 茂勝	熊本市南区川口町3124番地
理事	白石 弘一	熊本市南区川口町220番地5
監事	上田 道德	熊本市南区内田町79番地
監事	津田 正昭	熊本市南区海路口町3965番地
監事	田中 博行	熊本市南区川口町1164番地

熊本県公告第252号

熊本市に事務所を置く秋津飯野土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定によ

り公告する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	水上 正徳	熊本市東区沼山津4丁目3番167号
理事	泉 秀寛	熊本市東区沼山津4丁目6番78号
理事	吉永 則重	熊本市東区沼山津4丁目7番58号
理事	辛川 智晶	熊本市東区沼山津3丁目12番15号
理事	湯川 清人	熊本市東区沼山津3丁目8番66号
理事	木原 博美	熊本市東区沼山津2丁目3番8号
理事	富岡 敏行	熊本市東区沼山津3丁目8番3号
理事	桑田 成喜	熊本市東区沼山津2丁目14番47号
理事	住岡 賢一	熊本市東区秋津2丁目12番32号
理事	福田 健司	熊本市東区若葉6丁目6番30号
理事	山田 新治	熊本市東区秋津1丁目1番142号
理事	緒方 謙二	熊本市東区秋津2丁目15番32号
理事	森永 修身	上益城郡益城町大字島田785番地1
理事	村上 英俊	上益城郡益城町大字島田347番地2
理事	坂田 輝雄	上益城郡益城町大字島田311番地
監事	田上 則次	熊本市東区沼山津4丁目7番56号
監事	久永 力男	熊本市東区沼山津3丁目3番5号
監事	吉本 宏徳	熊本市東区秋津2丁目14番15号
監事	堀川 潤也	上益城郡益城町大字島田367番地
就任		
理事	辛川 智晶	熊本市東区沼山津3丁目12番15号
理事	吉永 則重	熊本市東区沼山津4丁目7番58号
理事	高木 講治	熊本市東区沼山津4丁目6番70号
理事	福島 繁博	熊本市東区沼山津4丁目6番80号
理事	久永 力男	熊本市東区沼山津3丁目3番5号
理事	湯川 雄二	熊本市東区沼山津3丁目13番36号
理事	富岡 敏行	熊本市東区沼山津3丁目8番3号
理事	倉永 聖雄	熊本市東区花立3丁目5番18号
理事	中村 春稔	熊本市東区若葉6丁目6番55号
理事	中山 政昭	熊本市東区秋津2丁目11番26号
理事	山田 新治	熊本市東区秋津1丁目1番142号
理事	三藤 佳信	熊本市東区秋津1丁目4番25号
理事	堀川 紘一	上益城郡益城町大字島田787番地
理事	田崎 憲一郎	上益城郡益城町大字島田781番地1
理事	木村 亘	上益城郡益城町大字島田295番地
監事	田上 義則	熊本市東区沼山津4丁目3番128号
監事	桑田 浩一	熊本市東区沼山津2丁目15番31号
監事	村上 則行	熊本市東区東野1丁目3番86号
監事	坂田 政也	上益城郡益城町大字島田310番地

熊本県公告第253号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	画図北部（熊本市）	平成5年1月29日	平成24年3月26日	熊本県

**熊本県公告第254号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 都市計画の種類  
熊本都市計画道路  
熊本都市計画公園  
熊本都市計画下水道  
熊本都市計画土地区画整理事業  
熊本都市計画地区計画  
熊本都市計画ごみ処理場  
熊本都市計画卸売市場
- 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県公告第255号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 都市計画の種類  
菊池都市計画公園
- 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部道路都市局都市計画課

**熊本県公告第256号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 処分をした年月日  
平成24年4月19日
- 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
株式会社日装建  
熊本市東区花立三丁目11-11  
代表取締役 錦戸 一実  
熊本県知事許可（般-22）第11880号
- 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令
  - 停止を命ずる営業の範囲  
建築工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの  
（注1） 「建築工事業に関する営業」とは、注文者から建築一式工事を請け負う営業をいう。  
（注2） 「民間工事業」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。
  - 期間  
平成24年5月3日から平成24年5月9日までの7日間
- 処分の原因となった事実  
株式会社日装建は、熊本県菊池郡大津町内で施工したマンション新築工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業（建築一式工事）の許可を受けずに同号の政令で定める金額（4,500万円）以上となる下請

契約を締結した。  
このことが、建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。

**熊本県公告第257号**

山鹿市に事務所を置く鹿央町土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任 理事	東 公博	山鹿市鹿央町持松2377番地

**熊本県公告第258号**

一般競争入札に付するもので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。  
平成24年4月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
くまもと県税システム及び電子申告審査システム用サーバ及び関連機器等 一式
- (2) 借入に係る入札・契約担当部局  
熊本県総務部総務税務局税務課管理班
- (3) 借入物品の規格、品質等  
要求仕様書による。
- (4) 借入期間  
平成24年9月1日から平成29年8月31日まで
- (5) 納入期限  
平成24年8月31日
- (6) 納入場所  
要求仕様書別紙2による。
- (7) 入札方式  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行った者で、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4（2）アの電子入札システムによる入札期間に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けたものにより、紙入札により入札するものとする。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる場合  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している場合  
ウ 名称、住所及び代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している場合
- (8) 入札金額  
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃借料率で計算すること。なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
- (9) 要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (10) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- (11) その他  
この入札は、競争入札参加確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加資格確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札となる。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の（1）から（5）までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうち、入札参加資格を有する者として要綱第6条に規定する入札参加資格者名簿の営業種目「リース・レンタル（OA機器類）」に登録された者であること。

- ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間  
公告の日から平成24年5月17日（木）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先  
熊本県出納局管理調達課管理審査班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- オ 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行っていた者又は申立てをなされた者については、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県告示第811号)及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中ではないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を1(2)の担当部局へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。なお、1(2)の担当部局の審査を受ける期間は、公示の日から平成24年5月22日（火）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- 3 入札参加のための確認申請
  - (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
  - (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、競争入札参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)に掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合は、当該書類の目録を電子入札システムで提出し、当該書類を書面で提出期間内に郵送又は持参により提出すること。紙入札により入札する場合は、競争入札参加資格確認申請書を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
  - (3) 提出期間  
公告の日から平成24年5月28日（月）午後5時まで
  - (4) 提出先  
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
  - (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
  - (1) 入札質問に対する回答、入札書等の様式及び要求仕様書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において行う。
  - (2) 入札の方法等
    - ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成24年6月7日（木）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
    - イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成24年6月8日（金）午前10時  
(イ) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
総務部総務税務局税務課管理班（熊本県庁行政棟本館3階）
    - (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成24年6月7日（木）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「業務名称」を朱書きし、中封筒の中に再入札書を入れること。
  - (3) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(2)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(2)イ(イ)の場所で開札を行うも

のとする。

(4) 入札の回数及び再入札の日時等  
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行なった者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日、時までには再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(5) 入札の無効  
 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号に該当する入札  
 イ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
 ウ 電子入札において契約権限のない者のICカードを使用して行った入札  
 エ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札

(6) 入札の中止等  
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 落札者の決定方法  
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(8) 入札保証金  
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否  
 要

(2) 契約の締結期限  
 落札者の決定の日から起算して14日を経過した日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限  
 落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金  
 契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第77条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること。

（本公告に係る入札・契約担当部局）1（2）のとおり

熊本県総務部総務税務局税務課管理班  
 電話番号 096-333-2101  
 ファックス番号 096-387-4901

(2) 競争入札参加資格審査申請（新規受付）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理審査班  
 電話番号 096-333-2581  
 ファックス番号 096-381-9010

(3) 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター  
 電話番号 096-373-2032  
 ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

(1) Name and Quantity of commodity  
 A set of servers and other supplies  
 for "Kumamoto Prefectural Tax Data

- Processing System” and for ”eLTAX  
(electronic local tax declaration)  
check system”
- (2) Deadline to supply commodity  
August 31th 2012
  - (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
  - (4) Date and place to submit bidding  
proposal  
June 8th 2012 10:00 am  
Tax Division,  
3th floor, Main building Prefectural  
Office of Kumamoto
  - (5) Deadline to submit bidding proposal  
by mail  
June 7th 2012
  - (6) Language and currency to be used for  
bidding  
Japanese language and currency only
  - (7) Name of the department in charge of  
this bidding contract  
Management Section, Tax Division,  
Department of General Affairs,  
Prefectural Office of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Chuo Ku, Kumamoto  
City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2101

正 誤

平成24年3月9日熊本県告示第262号（特定鳥獣（ニホンジカ）の捕獲等を行うことができる休猟区の指定等）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	44から 45	2月16日から3月15日まで	2月15日から3月15日まで

平成24年3月9日熊本県告示第264号（特定鳥獣（イノシシ）の捕獲等を行うことができる休猟区の指定等）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
6	43から 44	2月16日から3月15日まで	2月15日から3月15日まで